

令和4年度第1回

岐阜県水源地域保全審議会 議事録

1 日時 令和5年1月23日（月）14時00分～14時45分

2 場所 岐阜県庁20階 2001会議室

3 出席者 6名 日置敏明会長、神山智美委員、篠田成郎委員、
柴田陽子委員、高木隆彦委員、洞口博委員、

4 議事

水源地域の指定について （高山市5件）

5 議事の結果

水源地域の指定については、提案のとおり認める。

6 審議の経過

（事務局）

ただ今から令和4年度第1回岐阜県水源地域保全審議会を開催します。

本日の審議会の進行をさせていただきます森林保全課の柴田と申します。
よろしく申し上げます。

開会にあたり、林政部長の高井からごあいさつ申し上げます。

（林政部長）

<あいさつ>

（事務局）

本日の出席者のご紹介は、お手元の出席者名簿で代えさせていただきます。

次に、会議の成立についてご報告いたします。

岐阜県水源地域保全条例施行規則第12条第2項の規定により、本審議会は委員の過半数の出席を必要としますが、本日は委員7名のうち6名のご出席がございますの

で、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

審議会の議事録は、インターネットで公表し、また、会議の様子を写真撮影し、公表又は報道させていただく場合がございますので、あらかじめご理解・ご了承をお願い致します。

それでは、本日の審議会の議事進行を日置会長にお願いしたいと思います。

会長よろしくお願い致します。

(日置会長)

今日は、令和4年度の第1回岐阜県水源地域保全審議会でございます。

部長さんのお話もございましたが、新しい県庁舎で開く、初めての審議会だということになります。こうしたことを機に県政がますます推進されますことを願ってやみません。

今日は水源地域の指定についてご審議をいただくこととなりますのでよろしくお願いしたいと思います。

最初に、本日の審議会の議事録の署名者につきまして、指名をさせていただきたいと思えます。本日の議事録の署名者に、篠田委員と神山委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(日置会長)

両委員さんよろしくお願いたしたいと思えます。

審議に入りたいと思えますけれども、それに先立って、本日の当審議会への諮問文の配布をお願いいたします。

(事務局)

<諮問文配布>

(日置会長)

諮問文の朗読をお願いいたします。

(事務局)

(諮問文朗読)

森保第679号

令和5年1月23日

岐阜県水源地域保全審議会长 様

岐阜県知事 古田 肇

令和4年度第1回岐阜県水源地域保全審議会にかかる諮問について

下記事項について、岐阜県水源地域保全条例の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

記

水源地域の指定について

(日置会長)

ありがとうございます。

ただいま朗読していただきましたように、本日の諮問は、水源地域の指定についてということで、これからご説明をいただきまして、審議をした上で、答申をすることといたしたいと思いますがよろしゅうございますか。

(各委員)

はい。

(日置会長)

それではそのように取り運びさせていただきたいと思います。

では本日の議事水源地域の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<水源地域の指定について説明>

(日置会長)

ありがとうございます。

ただいま、5件の指定について説明いただきました。

これらを一括、ご質問ご意見等があれば、お願いしたいと思います。その前に今の説明の中で篠田先生からいろいろご指導いただいたとのことですが、何かコメントがございましたらどうぞ。

(篠田委員)

番号の1番・3番は湧水になってますが、ここは飛騨川のちょうど氾濫原に位置し、飛騨川の伏流水も実際には取っているのではないかと考えられるので、これについて事務局から高山市さんに確認いただきました。その結果、これまで湧水という名称で扱ってきたので、それでしたら高山市さんからのご申請の通りこのまま湧水でいいんじゃないですかという話はさせていただいております。

ただ、実際に伏流水を取っているので、このDEMによる落水線の解析から、そのような形でこの集水域の流域を拾う形となっているかと思えます。

(日置会長)

ありがとうございました。

実際には伏流水と考えられるので、川の一方だけでなく、両側からきているということですね。

(篠田委員)

実際に両側からきているということです。

(日置会長)

他にいかがでしょうか。

何かご質問でも結構ですし、ご意見、ございましたら。

(神山委員)

よろしいですか。

神山と申します。

ご提案には全く異存ございませんので、それでちょっと教えていただきたい。

せっかく専門家の方がたくさんいらっしゃるのでも教えていただきたいのですが、取水施設の状況というところで、例えば10ページですと、ネットというか柵が作ってございます。29ページの写真ですとそうした状況が見られません。

取水施設自体は、何か例えば柵とか囲ってある程度、保全しておく必要があるものなのかも一つは、景観関連で、気になったところですが、例えば10ページの柵とかですとブルーですよ。これってやっぱり目立った方がいいのか目立たない方がいいのか、何か指標とかというのはあるのでしょうか。取水施設はある程度周囲の方からわかった方がいいものなのか、それともまぎれこんだほうが良い観点のものなのか、もう少し教えていただきたいなと思います。

(事務局)

柵がある箇所とない箇所ということですが、我々高山市さんからの提案を確認するために現地調査に行った際に、この水源の方に木が倒れていたような事例があったという話もありましたので、水源を守るために作っておられるのではないかと思います。

景観上についてはそこまで思いが及んでおらず、既存のものを採用しておられるのではないかと推測いたします。

(神山委員)

ありがとうございます。

(日置会長)

柵がしてあるもの、してないものがあるということでしょうか。29ページの写真の様子、これはそもそも、人間の安全のために設置してるのか、例えば野生動物が入ってきて、その水源を汚すのを防ぐために必要があるということなのか、29ページの写真は鉄板かなんかで、ふたをしていますかどうでしょうか。

(神山委員)

基本的には目立たせないものなんですかね。どうだろうっていうのが疑問に思います。

(事務局)

この 29 ページの施設は、道から 2、30メートル歩いていかないと、辿りつかないところにあるけども、この 10 ページの施設は本当に道際のすぐ見えるような場所にあり、そのような違いがあるのかもしれませんが。

(洞口委員)

この辺りはね、非常に雪が多いんですよ。

田舎の方のほとんどの簡易水道のネットは緑が多いんですけども、赤いものは見たことがないです。よく雪解けでね倒れちゃう。小さい水源だと、何回も倒れちゃう。もったいないときはやらん時もありますが、ネットとかガードレールは非常に弱いんですから。

(神山委員)

ありがとうございました。

(洞口委員)

おそらくこのあたりは年間積雪量が 1.5m ぐらいだから倒れたと思います。ネットしててもフェンスしてても倒れたものだと思います。

(日置会長)

他にどうでしょうか。

何か。こういう問題があるとか

よろしいですか。

それでは、ただいま説明のありました 1 番から 5 番まで、これを指定するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(日置会長)

ありがとうございます。

これらにつきまして、指定をすることで、諮問にお答えをすることにさせていただきたいと思います。答申文をご用意いただいて、朗読をお願いしたいと思います。

少しお待ちした方がいいたいですか。

(事務局)

少しだけお待ち願います。

(日置会長)

では、次の説明をしていただいてからということをお願いします。

(事務局)

<水源地域保全条例に係る取り組みについて説明>

(日置会長)

ありがとうございました。

ただいまご説明ありましたようにこの条例に基づく指定の状況、或いは運用の状況等々でございますが、皆様の方から何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(洞口委員)

水源林公有林化支援事業が廃止となった理由は何ですか。

(事務局)

主に活用されている市町村が、白川町さんとか、一部の市町村に限定されており、それ以外の市町村の利用がほとんどないような状況であったこと、件数もそれほど多くなかったこと、また国の譲与税により市町村が独自に対応することもできる状況になったことを踏まえて、県の環境税のメニューからは、外させていただくことになりました。

(洞口委員)

わかりました。

(日置会長)

公有林化ということについてどんな必要性があるのかと感ずることがあるのですが、これを見ると確かに中津川市を除けば、可茂管内の町村が活発に利用しておられるということですけど。

こういう形で水源林に指定したところを公有林化することについて、何か特別な必要性があったんでしょうかね。

(林政部次長)

もともと水源地保全条例を作るときが一番問題だったのが、外国資本が買い占めること、北海道とかで買い占めているという情報から、この水源地域保全条例を制定いたしました。

その時にですね、もしも指定後にそこを外国資本が買おうとしてきたときに、県が市町村を支援することはできないのかというお話がありまして、水源林取得の資金の一部を県の環境税を使って出すことでこの制度が始まったのですが、現実問題、外国資本が上手に隠れてるかどうかは別として、そういう案件がないということと、白川町と東白川村さんは一生懸命やっていただけるが、他の市町村にはあんまりニーズがないということで、やむを得ず廃止させていただいたということでございます。

(日置会長)

白川町とか、東白川村とこの辺でよくこの制度を活用してやっておられるところは、何かその当該市民がどこかの第三者の方に売買がされそうなので、安定した水源を確保するためにはその町村で公有林化する、何か事情があったということですか。

(林政部次長)

その当時は白川町さんと東白川村さんは「水源地は公有地化する」と町村長が言われ、計画的にこの資金を使って公有地化を進められました。

しかし、現実には水源地が開発業者に転売される事態も起こっておりませんので、この資金がなくなっても、譲与税の方を活用してくださいということでご理解いただいたところでございます。

(日置会長)

他に、この報告事項の説明について何かございますか。

よろしゅうございますか。

こちらの方についての質疑等は以上といたします。

答申文のご用意ができましたら、配布してください。

(事務局)

<答申文配布>

(日置会長)

朗読をお願いします。

(事務局)

<答申文案朗読>

岐水審第2号
令和5年1月23日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県水源地域保全審議会
会長 日置 敏明

令和4年度第1回岐阜県水源地域保全審議会に係る諮問について（答申）

令和5年1月23日付け森保第679号をもって諮問のありました件について、下記のとおり答申します。

記

水源地域の指定については、提案のとおり認める。

(日置会長)

答申文案は以上のとおりでございますが、よろしゅうございますか。

(各委員)

はい。

(日置会長)

ただいま読み上げていただいたものを、答申と決定させていただきます。

ありがとうございます。

事務局へ進行をお返しいたします。

(事務局)

日置会長、進行ありがとうございました。

また委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

本日答申いただきました水源地域の指定につきましては、公告縦覧の手続きを経て、県公報にて告示され、水源地域の指定が確定となります。

確定まで2ヶ月ほどかかりますが、確定した後は県のホームページに内容を掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後に林政部長からお礼の言葉を述べさせていただきます。

(林政部長)

<お礼のことば>

(事務局)

これもちまして、審議会を終了いたします。本日はお忙しいなかありがとうございました。